



平成 27 年 5 月 11 日

各 位

上 場 会 社 名 西 華 産 業 株 式 会 社
代 表 者 取 締 役 社 長 薦 田 和 隆
(コード番号 8061 東証第1部)
問 合 せ 先 責 任 者 取 締 役 副 社 長 執 行 役 員
管 理 本 部 長 竹 中 健 一
(TEL 03 - 5221 - 7101)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 25 日に開催予定の第 92 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 「会社法」(平成 26 年法律第 90 号) が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、会社法第 427 条第 1 項の規定に従い、取締役(会社法第 2 条 15 号イの業務執行取締役等であるものを除く)が期待される役割を十分に発揮することができるよう、第 27 条(取締役の責任免除)を新設するものです。
また、本変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (2) 迅速な業務執行と責任の明確化を目的として執行役員制度を導入済みであります。当該執行役員制度が十分に機能していると判断されることから、現行定款第 24 条(代表取締役および役付取締役)において執行役員の役割・選任方法を記載するとともに、執行役員制度導入後は役付取締役を選任していないことから現行の役付取締役に関する規定を削除するものです。
- (3) 経営体制の機動的な構築を可能とするため、取締役だけでなく、執行役員からも社長を選出できるよう現行定款第 24 条を変更するとともに、現行定款第 14 条および第 25 条の取締役社長にかかる規定を修正するものです。
- (4) 取締役会の適切かつ機動的な運営を図るため、会社法第 370 条の規定に基づき取締役会を開催せず取締役会の決議があったものとみなす取締役会の書面等決議制度を導入することとし、第 26 条(取締役会の決議の方法)に第 2 項を新設するものです。
- (5) 上記変更に伴い、条数の繰り下げ等を行うものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第3章 株主総会</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 1.株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</u></p> <p>2.株主総会においては、<u>取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第24条 1.当社は、<u>取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</u></p> <p>2.<u>代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</u></p> <p>3.取締役会は、その決議によって、<u>取締役社長1名を選定し、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第25条 1. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長が招集し、議長となる。</u></p> <p>2.<u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>3.<u>取締役会の招集通知は、各取締役および監査役に対し会日の5日前に発するものとする。ただし、緊急のときは、これを短縮することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 1.株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>あらかじめ取締役会において定めた順序により、取締役が招集する。</u></p> <p>2.株主総会においては、<u>社長が議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(代表取締役および執行役員等)</p> <p>第24条 1.<u>取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。</u></p> <p>2.<u>取締役会は、その決議によって取締役又は執行役員の内1名を社長とする。</u></p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、<u>執行役員を定め、業務を分担して執行させることができる。</u></p> <p>4. <u>取締役会は、その決議によって、役付執行役員を選定することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第25条 1. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会において定めた順序により、取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>2.<u>取締役会の招集通知は、各取締役および監査役に対し会日の5日前に発するものとする。ただし、緊急のときは、これを短縮することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第26条 1.<u>取締役会の決議は、議決に加わることできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>2.<u>前項の規定にかかわらず、取締役が取締</u></p>

<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第5章以降</p> <p>第27条～第44条 (省略)</p>	<p><u>役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることのできるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p>第27条 <u>取締役(会社法第2条15号イの業務執行取締役等であるものを除く。)との間で会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p> <p>第5章以降</p> <p>第28条～第45条 (現行のとおり)</p>
--	--

以上